平成２８年（フ）第２３１号
北海道旭川市東光２条４丁目１番３号　好栄荘１　１Ｆ
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５０号
北海道旭川市５条通24丁目423番地の２　ウエダハイツ２号棟
債務者　小林　廣志
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６１号
北海道旭川市８条通10丁目2101番地の48　コーポ花本７号室
債務者　蠣崎　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５６号
東京都国分寺市東元町２丁目11番30号みやこ荘５
債務者　木村健一郎
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２３号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷188番地、前住所長崎県大村市池田２丁目307番地２
債務者　松本　　栄
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市日宇町2810番地41
債務者　藤永　由佳
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第７３７号
東京都狛江市岩戸南４丁目27番１号
債務者　居初　孝弘
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１７９号
横浜市都筑区茅ケ崎南２丁目23番３―605号
債務者　白井　信行
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２６６号
横浜市緑区西八朔町４番地５　カーサ・フジ202
債務者　河出　信子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５３号
東京都小平市回田町276番地第２大館荘102号
債務者　今松　亜子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市棚方町480番地　新川中ハイツ203号、前住所長崎県佐世保市江迎町猪調358番地28
債務者　田嶋　末男
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１１０２号
東京都八王子市下恩方町636番地レジデンス元木203号
債務者　大島美智子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３６７号
横浜市南区万世町１丁目16番地の５　ライオンズマンション万世町第２　412号
債務者　須田ふき子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４０３号
神奈川県藤沢市大鋸1093番地　グリーンヒル湘南２―101
債務者　羽田　清美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４９号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目１番地１　鎧橋ビル804号
債務者　中村　正見
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部